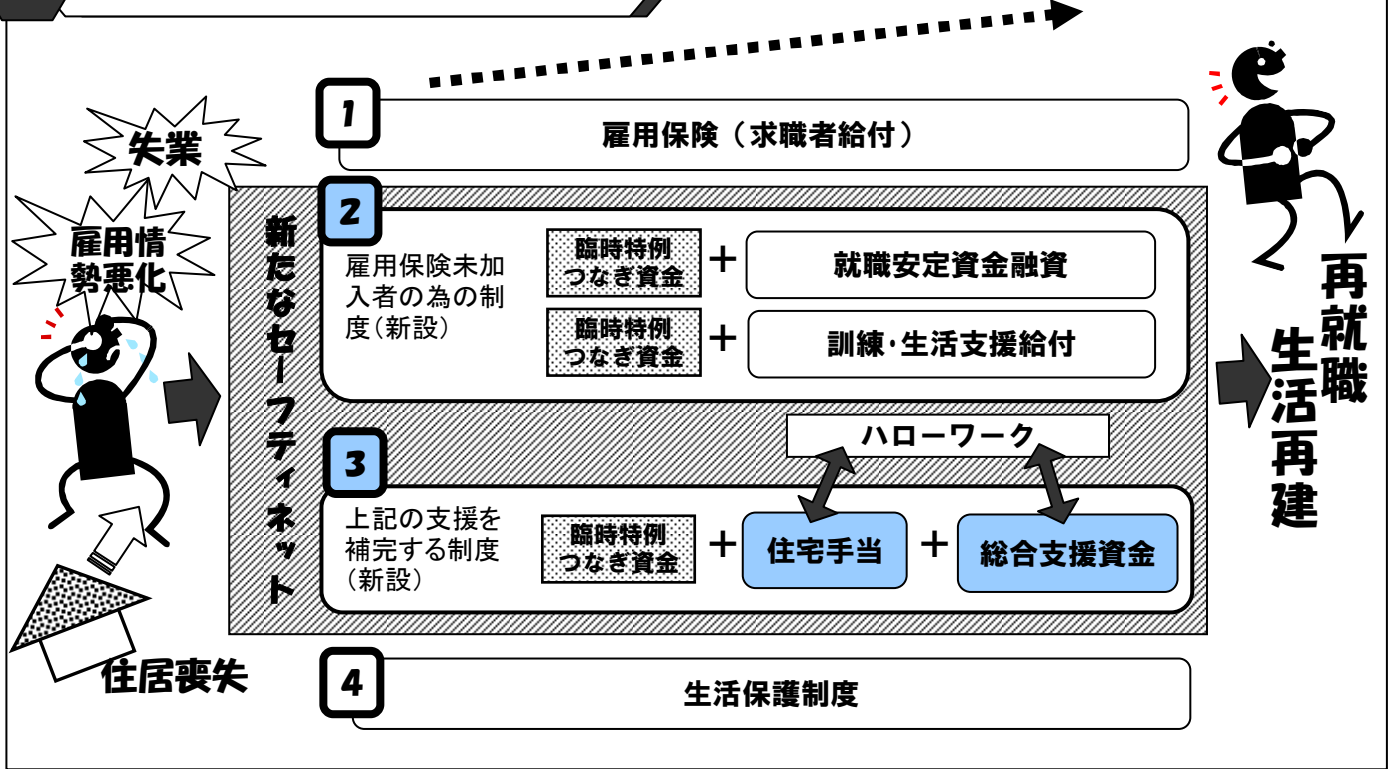


失業・住居喪失等の状況から生活再建をめざす方へ 新たなセーフティネットのご案内

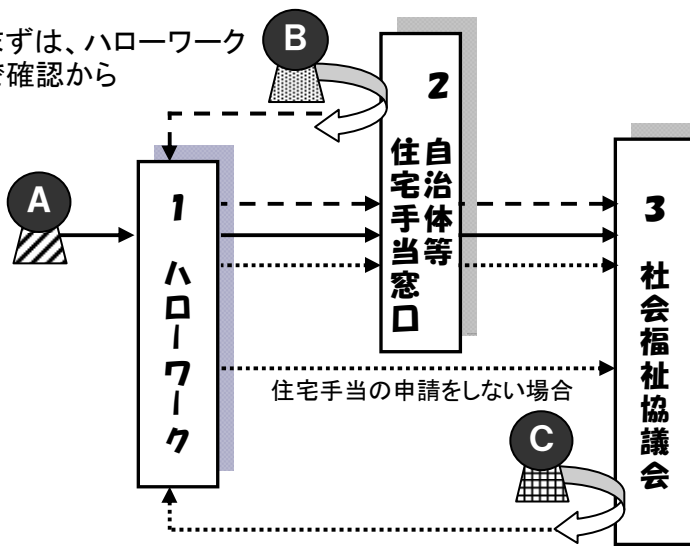
社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

1 新たなセーフティネット



2 利用手順

まずは、ハローワークで確認から



- 1 ハローワーク**
 ①雇用保険・雇用施策の対象者かどうか確認
 ②就職活動の為に登録
- 2 自治体等住宅手当窓口**
 住宅手当の申請
- 3 社会福祉協議会**
 総合支援資金、臨時特例つなぎ資金の申請

3 優先制度

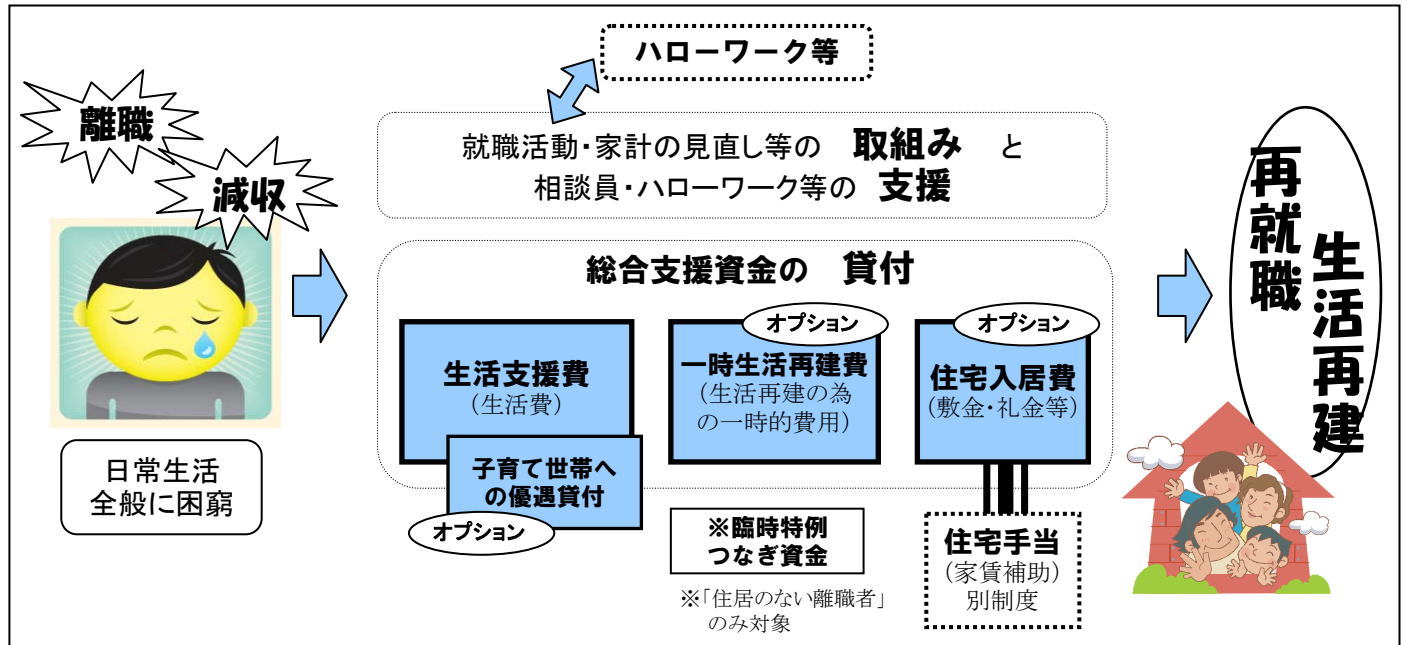
高 優先順位が高い制度から順に対象となるか確認

- (1) 雇用保険（求职者給付）**
- (2) 雇用施策**
 ①就職安定資金融資
 ②訓練・生活支援給付
 ③長期失業者支援事業
 ④就職活動困難者支援事業
- (3) 住宅手当・総合支援資金**
 臨時特例つなぎ資金 + 住宅手当 + 総合支援資金
- (4) 生活保護制度**

低

生活再建に向けた取組みをされる方のための 総合支援資金のご案内

総合支援資金は、日常生活全般に困難を抱えた世帯の生活の建て直しのために、継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金の貸付を行う制度です。



総合支援資金の対象世帯

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の建て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯であって、次の(ア)～(カ)のいずれの条件にも該当する世帯。

共通の条件

- (ア) 低所得世帯であって、収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっていること
- (イ) 借入申込者の本人確認が可能であること
- (ウ) 現に住居を有していること、又は住宅手当緊急特別措置事業における住宅手当の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
- (エ) 実施主体及び関係機関から、貸付後の継続的な支援を受けることに同意していること
- (オ) 実施主体が貸付及び関係機関とともに支援を行なうことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めること
- (カ) 失業等給付、就職安定資金融資、生活保護、年金等の他の公的給付または公的な貸付を受けることができず、生活費を賄うことができないこと

※低所得世帯とは、直近3ヶ月の収入の平均が低所得世帯の収入基準(H21年度の場合、単身:177,000円、2人世帯:261,000円、3人世帯:319,000円、4人世帯376,000円、5人世帯411,000円)以下であるか、または「住宅手当対象者証明書」が発行されている世帯です。

※65歳以上の方の場合、次の条件があります。①最近まで(1年以内)就労していたこと ②就労能力及び常用就職の意欲があること ③初回貸付は3ヶ月以内 ④75歳までに償還完了が可能であること。

※自営業の方は、世帯内のいずれかの人が就職活動して常用就職をめざすなど、貸付期間内の生活再建の見通しが立つ場合以外は対象になりません。今後、自営業を始める方も対象外です。

※虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けた場合、貸付金を即時に一括返済していただきます。

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

*このちらしの記載内容は平成22年3月申請分まで有効

取組みと支援

- ◆世帯の中で就職活動等に取り組む、支援を受ける方が借入申込者となります。
- ◆現在、ご世帯が日常生活全般に困難を抱えている原因や、解決すべき課題を確認し、今後の生活再建のために何をしていくか考え、「自立計画」を立てます。
- ◆貸付期間中は、ハローワーク等で就職活動を行い、社会福祉協議会で定期的に面接を受けていただきます。

資金の貸付

生活支援費

生活再建に向けて就職活動等を行う間の生活費

【貸付限度額】
単身：月額15万円以内
複数世帯：月額20万円以内の必要額
【貸付期間】
通算12ヶ月
(初回申請は6ヶ月以内)

生活支援費のオプション

※H21年度末で事業終了

子育て世帯への優遇貸付 (再就職支援貸付)

★東京都単独事業
世帯内に扶養している子どもがいる世帯への優遇貸付
(貸付対象期間は子どもが22歳になる年度末まで)
【子育て上乗せ】
生活支援費の上乗せ
月額5万円以内の必要額
【子育て修学】
修学に必要な未払いの経費
子ども一人につき50万円まで

生活支援費又は住宅手当 申請者のみ対象

一時生活再建費

低家賃住宅への転居費用、公共料金等滞納の支払い費用、等

【貸付限度額】 60万円

住宅手当申請者のみ対象

住宅入居費

敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶ為に必要な経費

【貸付限度額】 40万円
※住宅手当の支給決定を受けて、不動産業者等に直接一括交付

住宅手当
(家賃補助・別制度)

- ◆連帯保証人：原則として必要。立てられない場合は有利子での貸付可。
子育て世帯への優遇貸付は連帯保証人不要。
- ◆貸付利子：連帯保証人を立てた場合は無利子、立てられない場合は年1.5%の有利子。
子育て世帯への優遇貸付は無利子。
- ◆償還期間：生活支援費の貸付終了の翌月から6ヶ月の据置期間を経て、20年以内で償還。
子育て世帯への優遇貸付は、10年以内で償還。 ※いずれも最終償還年齢75歳

提出書類等

世帯状況やどのような費用を必要としているかにより異なります。個別にご相談ください。

★詳細はホームページ <http://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/Kasituke.html>

※この資金のご利用に際して得た個人情報には「東京都社会福祉協議会 個人情報保護規程」に基づき取扱います。

ご相談はお住まいの地区の社会福祉協議会へ

社協名	電話番号	社協名	電話番号	社協名	電話番号
千代田区社会福祉協議会	03-5282-3711	葛飾区社会福祉協議会	03-5698-2411	東久留米市社会福祉協議会	042-471-0294
中央区社会福祉協議会	03-3206-0506	江戸川区社会福祉協議会	03-5662-5557	武蔵村山市社会福祉協議会	042-566-0061
港区社会福祉協議会	03-3431-9988	八王子市社会福祉協議会	042-620-7365	多摩市社会福祉協議会	042-373-5622
新宿区社会福祉協議会	03-5273-3541	立川市社会福祉協議会	042-529-8300	稲城市社会福祉協議会	042-378-8426
文京区社会福祉協議会	03-3812-3170	武蔵野市民社会福祉協議会	0422-23-0701	羽村市社会福祉協議会	042-554-0304
台東区社会福祉協議会	03-5828-7547	三鷹市社会福祉協議会	0422-46-1108	あきる野市社会福祉協議会	042-559-6711
墨田区社会福祉協議会	03-3614-3902	青梅市社会福祉協議会	0428-22-1111	西東京市社会福祉協議会	042-438-3771
江東区社会福祉協議会	03-3647-1898	府中市社会福祉協議会	042-360-9996	瑞穂町社会福祉協議会	042-557-0159
品川区社会福祉協議会	03-5718-7171	昭島市社会福祉協議会	042-544-0388	日の出町社会福祉協議会	042-597-4848
目黒区社会福祉協議会	03-3711-4995	調布市社会福祉協議会	042-481-7693	檜原村社会福祉協議会	042-598-0085
大田区社会福祉協議会	03-3736-2021	町田市社会福祉協議会	042-722-4898	奥多摩町社会福祉協議会	0428-83-3855
世田谷区社会福祉協議会	03-3419-2611	小金井市社会福祉協議会	042-386-0294	大島社会福祉協議会	04992-2-3773
渋谷区社会福祉協議会	03-5457-2200	小平市社会福祉協議会	042-344-1217	利島村社会福祉協議会	04992-9-0018
中野区社会福祉協議会	03-5380-5775	日野市社会福祉協議会	042-582-2319	新島村社会福祉協議会	04992-5-1239
杉並区社会福祉協議会	03-5347-1020	東村山市社会福祉協議会	042-394-6333	神津島村社会福祉協議会	04992-8-0819
豊島区社会福祉協議会	03-3981-2930	国分寺市社会福祉協議会	042-324-8311	三宅村社会福祉協議会	04994-5-7051
北区社会福祉協議会	03-3907-9494	国立市社会福祉協議会	042-575-3226	御蔵島村社会福祉協議会	04994-8-2508
荒川区社会福祉協議会	03-3891-5297	福生市社会福祉協議会	042-552-2121	八丈町社会福祉協議会	04996-2-2609
板橋区社会福祉協議会	03-3964-0235	狛江市社会福祉協議会	03-3488-0294	青ヶ島村社会福祉協議会	04996-9-0111
練馬区社会福祉協議会	03-3991-5560	東大和市社会福祉協議会	042-564-0012	小笠原村社会福祉協議会	04998-2-2486
足立区社会福祉協議会	03-3880-5740	清瀬市社会福祉協議会	042-495-5511		

◆生活支援費の提出書類

※一つの書類では十分確認できない場合、複数の書類を求めることがあります

書類の内容・書類名・例示		あなたが用意する書類
1	借入申込書〔生活支援費・一時生活再建費〕	借入申込書
2	本人確認書類	
	①住民票の写し ※世帯全員が記載されたもの（発行後3ヶ月以内） ※住居喪失により住宅手当を申請しており、住民票を提出できない場合は省略可能	住民票の写し
	②健康保険証（写）	健康保険証（写）
3	ハローワークの相談を受けていることの確認書類	
	いずれか提出 住宅手当・総合支援資金連絡票（写）	いずれか
	求職申込・雇用施策利用状況確認票（写）	
4	現在の世帯の収入状況を確認するための書類	
	①生計中心者（失業・減収前）の収入証明	源泉徴収票（写）、確定申告書の控え、給料明細書（写）、給与支払い証明書等の中で、直近3ヶ月の金額がわかるもの。
	②生計中心者の配偶者の収入証明	
	③他の世帯員の内、家計にお金を入れている人の収入証明	
5	他の公的給付・公的貸付・職業訓練等の公的支援を受けている場合の確認書類	
	①利用している制度の名称・内容がわかる書類	
	②公的給付・公的貸付を受けている場合は、その金額、期間がわかる書類	
6	世帯の状況が明らかになる書類（世帯状況により該当するものすべて）	
【失業者がいる世帯の場合】		
	①失業前の収入がわかる書類	源泉徴収票（写）、所得税の確定申告書の控え、給料明細書（写）、給与支払い証明書、住民税課税証明書等
	②失業した会社名・所在地・電話番号等がわかる書類	源泉徴収票（写）、確定申告書の控え、給料明細書（写）、給与支払い証明書等
	③失業した時期がわかる書類	自営業 個人事業者の廃業届（写） 被雇用者 雇用保険受給資格者証（写）、離職票（写）、離職直前の雇用主の発行する離職証明書（社名、代表者名、連絡先、雇用形態、職種、採用・離職年月日明記、社判捺印のもの）等

書類の内容・書類名・例示		あなたが用意する書類
【減収になった世帯の場合】		
①減収になる前の収入がわかる書類	源泉徴収票（写）、所得税の確定申告書の控え、給料明細書（写）、給与支払い証明書、住民税課税証明書等	
②減収となった後の収入がわかる書類	源泉徴収票（写）、所得税の確定申告書の控え、給料明細書（写）、給与支払い証明書、住民税課税証明書等	
【債務があり、返済中の世帯の場合】		
債務総額、返済額、返済状況がわかる書類		
【債務整理後の世帯の場合】		
債務整理の現在の状況がわかる書類		
7 連帯保証人の収入証明	源泉徴収票（写）、所得税の確定申告書の控え、給料明細書（写）、給与支払い証明書（写）、住民税課税証明書等	
8 自立計画（住宅手当申請者は不要）		
9 住宅手当支給対象者証明書（写）（住宅手当申請者は必須）		

◆子育て世帯への優遇貸付(東京都単独事業:再就職支援貸付)の提出書類

【A:子育て上乘せ】【B:子育て修学】

※ 一つの書類では十分確認できない場合、複数の書類を求めることがあります

書類の内容・書類名・例示		あなたが用意する書類
共通	借入申込書〔子育て世帯への優遇貸付〕	借入申込書
A	子育て世帯であることを証明できる書類	〔中学生以下の子どもがいる世帯〕 ※住民票の写しで確認できるので他には必要なし
		〔義務教育終了後の年齢の子どもを扶養する世帯〕 在学証明書 又は、住民税課税証明書（扶養していることを確認）
B	入学金・授業料等の金額がわかる書類	募集要項等の学校が発行した書類
	入学金・授業料等が未払いであることが証明できる書類	未使用の学費納入振込用紙等 ※毎月、口座からの自動引落しの場合は、何月分まで支払い済みか学校に確認が必要。

◆住宅入居費の提出書類

※一つの書類では十分確認できない場合、複数の書類を求めることがあります

	書類の内容	書類名・例示	あなたが用意する書類
1	借入申込書〔住宅入居費〕		借入申込書 〔住宅入居費〕
2	借用書〔住宅入居費〕		借用書〔住宅入居費〕
3	総合支援資金共通に必要な書類		
	1 本人確認書類	※住宅手当の証拠書類の写しで可 ①本人確認書類 （運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、住民登録証明書、戸籍謄本の写し のいずれか） ②離職関係書類 （2年以内に離職した者であることが確認できる書類の写し） ③収入関係書類 （本人及び生計を一にしている同居の親族のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し） ④預貯金関係書類 （本人及び生計を一にしている同居の親族の金融機関の通帳等の写し） ⑤求職申込み関係書類 （「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」又は「住宅手当・総合支援資金連絡票」）	住宅手当の証拠書類の写し
	2 ハローワークの相談を受けていることの確認書類		
	3 世帯の状況が明らかになる書類		
	4 他の公的給付・公的貸付・職業訓練等の公的支援を受けている場合の確認書類		
	5 連帯保証人の収入証明（連帯保証人を立てられる場合）		
4	住宅手当に関連する書類		
	1 住宅手当の申請時に実施主体が発行する書類	住宅手当支給対象者証明書（写）	住宅手当支給対象者証明書（写）
	2 住宅手当により入居予定の住宅に関して記載された、宅地建物取引業者又は貸主が発行する書類	入居予定住宅に関する状況通知書（写）	入居予定住宅に関する状況通知書（写）
5	預金口座振替依頼書		預金口座振替依頼書

◆一時生活再建費の提出書類

※一つの書類では十分確認できない場合、複数の書類を求めることがあります

	書類の内容・書類名・例示	あなたが用意する書類
1	借入申込書〔生活支援費・一時生活再建費〕	借入申込書
2	総合支援資金共通に必要な書類（生活支援費の2～9と同じ）	
3	申請内容に応じて必要額を証明する書類（該当するものすべて）	
【現在、居住している住宅の家賃が高い等、生活を立て直すために低家賃の住居へ転居が必要な場合の転居費用、家具什器費等】		
	①敷金・礼金等、入居に際して当初の支払を要する賃料、共益費、管理費、不動産仲介手数料、火災保険料、入居保証料 の見積書	
	②運送費用の見積書	
	③家具什器費の見積書等	
【住宅手当申請者の場合、家具什器費等】		
	家具什器費の見積書等	
【公共料金等滞納の場合の支払費用】		
	公共料金等の滞納状況がわかる書類	公共料金の請求書等
【失業等による場合に、新たに就業するために必要な支度費、技能習得費】		
	①生活支援費の分割交付中に就職内定した場合、会社から、就業までの間に物品を購入する必要性、又は技能習得の必要性について記載されていることが確認できる書類	就職先の会社発行の書類
	②上記により購入する必要がある物品、技能習得費用の内容・金額がわかる書類	購入物品等見積書等